

障がい福祉サービスガイド  
(簡易版)

芽室町健康福祉課障がい福祉係

<サービス一覧表>

○～該当 △～障がいの種類または程度によって一部該当

制度の種類		障がい等級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
医療	重度心身障害者医療費助成		○	○	△				
	後期高齢者医療制度の特例分（65歳～74歳）		○	○	○	△			
	更生医療		○	○	○	○	○	○	
	治療用装具（重度医療分）		○	○					
	育成医療		18歳未満の児童（身障手帳の有無は問わない）						
年金・手当	国民年金（障害基礎年金）		対象が細かく分かれています。 ご相談ください。						
	厚生年金	障害厚生年金							
		障害手当金				△	△	△	
	共済年金（障害共済年金等）		要相談						
	労災		労働災害による障がいの方						
	手当	手	特別児童扶養手当	△	△	△			
			児童扶養手当	△	△		△	△	△
		当	障害児福祉手当	△	△				
特別障害者手当			△	△					
福祉サービス	補装具の交付・修理		対象が細かく分かれています。 ご相談ください。						
	日常生活用具の給付等								
	障がい福祉サービス								
	地域生活支援事業								
	在宅福祉通院移送サービス		△	△					
交通機関料金割引	JR列車の運賃割引		○	○	○	○	○	○	
	バス運賃の割引		○	○	○	○	○	○	
	重度身体障害者等交通費の助成		△	△					
	有料道路通行料金の割引		○	○	○	○	○	○	
	タクシー運賃の割引		○	○	○	○	○	○	
	フェリーの旅客運賃割引		フェリーの旅客運賃が割引となります						
	航空運賃の割引		○	△	△	△			
	千歳空港の駐車料金の割引		○	○	○	○	○	○	
税の控除・減免等	所得税	障害者・特別障害者控除	○	○	○	○	○	○	
	町民税	障害者・特別障害者控除	○	○	○	○	○	○	
	自動車税（種別割・環境性能割）の免除		○	○	△	△	△	△	
	軽自動車税（種別割・環境性能割）の免除		○	○	△	△	△	△	
	自動車購入等に係る消費税非課税		身体障がい者用に改造等された自動車に限られます						
	利子の非課税		○	○	○	○	○	○	
	おむつ代の医療費控除		在宅で寝たきりの方でおむつを使用している場合						
	NTT電話番号案内無料措置		△	△					
	相続税の控除		○	○	○	○	○	○	
	贈与税の非課税		△	△					

制度の種類			障がい等級					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
税の控除・減免等	NHK放送受信料	半額免除	○	○	△	△	△	△
		全額免除	△	△	△	△	△	△
	住宅金融支援機構の割増貸付		○	○	○	○		
社会活動	北海道障害者職業能力開発校		○	○	○	○	○	○
保育	障がい児保育		集団生活が可能な児童					
	肢体不自由児の訓練		○	○	○	○	○	○
その他	車いすの貸出		○	○	○	○	○	○
	郵便による不在者投票		△	△				
	道立美術館・観覧料の免除		○	○	○	○	○	○
	特別駐車許可		△	△	△	△		

※サービスの概要については次ページ以降をご覧ください。

なお、次ページ以降で問合先が書かれていないサービスの問合先は全て、**健康福祉課障がい福祉係**となります。

障がいの種類（内部・聴覚・視覚など）や程度（第1種または第2種、1級、2級、3級…）によって、申請できるサービスは異なります。

「手帳を交付されたが、どのサービスに該当になるかどうか分からない…」、「〇〇ができなくて困っているが、使えるサービスはあるか？」など、サービスの詳細を知りたい場合は、

**健康福祉課 障がい福祉係** へご相談ください。

また、担当係が分からない場合も、ご連絡いただければ担当係をご案内しますので、下記までお気軽にご相談ください。

<問合先>

**芽室町役場 健康福祉課 障がい福祉係**

082-8651 芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場

**TEL62-9723 FAX62-0121**

メール [h-fukushi@memuro.net](mailto:h-fukushi@memuro.net)

障がい福祉係



## ＜サービスの概要＞

(役場庁舎 1 階 2 番窓口)

TEL62-9723 (内線 136・137)

### ◎身体障害者手帳の申請

身体障害者手帳の交付を受けることにより、各種障がい福祉サービスを利用することができるほか、年金や手当、医療費の助成などの各種援助、税金の控除などの制度を利用できる場合があります。

#### ＜申請に必要なもの＞

- ・医師の診断書（意見書）
- ・写真 1 枚（縦 4 cm×横 3 cm）
- ・今お持ちの手帳（ある方のみ）

※住所等の変更申請・返還等の場合、写真は不要です。

### ◎重度心身障害者医療費助成制度

重度の障がい者のための医療費助成制度です。病院等で診療を受けた際にかかった医療費（保険診療による自己負担額）を助成します。申請により、受給者証が発行され、受給者証を医療機関で提示すると自己負担額がなしまたは 1 割負担になります。（世帯の課税状況等による）

ただし、入院時の食事代など保険適用外のもの  
は助成対象となりません。

#### ＜申請に必要なもの＞

- ・障害者手帳 ・印鑑 ・健康保険証

※他市町村から転入された方は住民税課税額・所得の確認ができる書類



### ◎満 65 歳～74 歳の後期高齢者医療

#### （後期高齢者医療制度の特例分）

満 65 歳～74 歳の方で一定の障がいのある方は、医療費の軽減を図るため、後期高齢者医療制度に加入することができます。制度の詳細な内容についてはお問い合わせください。

#### ＜申請に必要なもの＞

- ・障害者手帳 ・健康保険証

【問合先】 芽室町役場健康福祉課国保医療係

### ◎自立支援医療（更生医療・治療用装具）

「自立支援医療（更生医療）」は障がいを軽くしたり機能を回復させる手術・治療等を行う特別な医療（人工透析、人工関節置換など）です。申請により受給者証が発行され、自己負担額が原則 1 割となり、上限額（所得の状況により異なる）も設定されます。

#### ＜更生医療の申請に必要なもの＞

- ・障害者手帳 ・健康保険証
- ・医師の診断書（意見書）

※他市町村から転入された方は住民税課税額・所得の確認ができる書類

また、治療経過中に必要と認められた医療保険適用の治療材料及び治療用装具を購入した場合、その費用の一部について支給を受けることができます。詳しい内容については、お問い合わせください。

#### ＜治療用装具の申請に必要なもの＞

- ・申請書（※医師の証明が必要） ・見積書
- ・医師の証明書 ・領収書の写し
- ・保険適用の療養費支給通知書の写し

### ◎自立支援医療（育成医療・治療用装具）

「自立支援医療（育成医療）」は 18 歳未満の身体に障がいのある児童であって、確実な治療効果が期待できる場合の医療です。申請により受給者証が発行され、自己負担額が原則 1 割となり、上限額（所得の状況により異なる）も設定されます。

#### ＜育成医療の申請に必要なもの＞

- ・健康保険証
- ・医師の診断書（意見書）

※他市町村から転入された方は住民税課税額・所得の確認ができる書類

また、治療経過中に必要と認められた医療保険適用の治療材料及び治療用装具を購入した場合、

その費用の一部について支給を受けることができます。詳しい内容については、お問い合わせください。

＜治療用装具の申請に必要なもの＞

- ・申請書（※医師の証明が必要） ・見積書
- ・医師の証明書 ・領収書の写し
- ・保険適用の療養費支給通知書の写し

【問合先】芽室町発達支援センターちいむ（子育て支援課発達支援係）

芽室町東6条南4丁目1番地 TEL62-3159

## 障害年金

障がい者になった場合、障害基礎年金（国民年金）や障害厚生年金等の支給対象となる場合があります。通院している（していた）病院によっては、専門員が配置されている場合もあります。病院への相談もお勧めします。詳しくは、障がいが発生した年月日、障がいの状況や病名等を確認の上、下記までお問い合わせください。

【問合先】日本年金機構帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目） TEL65-5002

## ◎特別児童扶養手当・児童扶養手当

20歳未満の障がい児を養育している保護者（父または母など）に特別児童扶養手当が支給される場合があります。

また、夫婦のうち、夫または妻が重度の障がい者となった場合、その配偶者が児童扶養手当を受けられる場合があります。

申請に必要なものは状況により異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問合先】芽室町役場子育て支援課児童係（役場庁舎1階4番窓口）

TEL62-9733（内172・173）

## ◎障害児福祉手当

重度の障がい児が受給できます。対象は概ね身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1

級を受給されている方です。詳細はお問い合わせください。

＜申請に必要なもの＞

- ・所得状況届（所定の様式）
- ・身体障害者手帳の写し
- ・印鑑 ・診断書（所定の様式）
- ・特別児童扶養手当決定通知書（受給している場合）
- ・住民票（世帯全員のもの）
- ・戸籍謄本（世帯全員のもの）
- ・銀行口座（本人のもの）
- ・所得課税証明

## ◎特別障害者手当

重度の障がい重複している方が受給できます。対象は障がいのために寝たきりで全介助を受けている方などです。詳細はお問い合わせください。

＜申請に必要なもの＞

- ・所得状況届（所定の様式）
- ・身体障害者手帳の写し
- ・印鑑 ・診断書（所定の様式）
- ・年金証書 ・年金支払通知書
- ・住民票（世帯全員のもの）
- ・戸籍謄本（世帯全員のもの）
- ・銀行口座（本人のもの）
- ・所得課税証明

## ◎補装具の交付・修理

手帳に記載されている障がいに応じて、「車いす」や「補聴器」など日常生活を送りやすくするために必要な用具の交付・修理を行います。ただし、治療のために作成された装具は対象外となります。

自己負担額は原則1割ですが、所得に応じた自己負担限度額があります。

対象品目・交付対象範囲・申請方法等についてはお問い合わせください。



## ◎日常生活用具の給付

在宅の重度の身体障がい者（児）を対象に、蓄便袋などの「ストマ装具」や「たん吸引器」など日常生活に必要な用具を給付します。また、自己負担額は原則 1 割ですが、所得に応じた自己負担限度額があります。対象品目・給付対象範囲・申請方法等についてはお問い合わせください。



## ◎障がい福祉サービス

在宅で訪問を受けたり（居宅介護など）、施設へ通所したり（生活介護など）、施設・グループホームに入所したり（施設入所支援、共同生活援助など）、福祉的就労をしたり（就労継続支援、就労移行支援）など、障がいの状態に応じて様々なサービスがあります。

また、計画相談支援を利用することで、困りごとの相談やサービスを利用する際の計画作成の支援を受けることもできます。

サービスを利用するには、申請をし、調査・審査・判定などを経て、支給決定を受ける必要があります。サービスの自己負担は原則 1 割ですが、所得に応じた自己負担限度額があります。

## ◎地域生活支援事業

障がい者（児）が自立した生活を送れるよう支援するための事業です。手話通訳者・要約筆記者の派遣、日中の活動の場を提供する「日中一時支援」・外出を支援するための「移動支援」など、様々なサービスがあります。サービスの自己負担は原則 1 割ですが、所得に応じた自己負担限度額があります。

## ◎在宅福祉通院移送サービス

在宅の身体障がい者・高齢者で、通院にストレ

ッチャーや車いすを必要とする方に、タクシーの運行料金の 5 割を助成します。事前の申請が必要となりますのでお問い合わせください。

【問合せ先】 芽室町役場高齢者支援課在宅支援係  
（役場庁舎 1 階 3 番窓口）

TEL62-9724（内 153・151）

## ◎JR 運賃の割引



乗車券購入の際に障害者手帳を提示することで、運賃が割引となります。

1 種：介護者同伴の場合、旅行キロ数に関係なく、障がい者、介護者ともに 5 割引。

2 種：旅行キロ数 100 km 以上の場合に限り、障がい者のみ 5 割引。

【問合せ先】 芽室駅 TEL62-2010

帯広駅みどりの窓口 TEL23-8176 ほか

## ◎バス運賃の割引



基本的には、乗車券購入時に障害者手帳を提示すると、手帳所持者は 5 割引（1 種の方のみ介護者も含む）、定期券購入の場合は 3 割引となります。バス会社により多少異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 十勝バス TEL37-6500 拓殖バス（帯広駅バス・ミル）TEL26-3636 ほか

## ◎重度身体障害者等交通費の助成

外出の手助けと生活圏の拡大のため、タクシー料金の一部を助成しています。年間 6,000 円のチケットを交付します（1 回に使用できるのは 500 円分まで）。ただし、通院では使用できません。事前の申請が必要となります。



## ◎有料道路（高速道路等）通行料金の

## 割引

高速道路などを通行する時、通行料金の割引を受けることができます。

事前の申請が必要となります。

<申請に必要なもの>

- ・障害者手帳
- ・運転免許証
- ・車検証

※ETCを利用する場合、上記に加えて、ETCカード（障がい者本人名義）、ETC車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ証明書等）。



### ◎タクシー運賃の割引



乗車時に、障害者手帳を提示することで、タクシーのメーター表示額の10%が割引されます。

【問合先】 各タクシー会社

こばとハイヤー TEL34-5810 ほか

### ◎航空旅客運賃の割引

障害者手帳を提示することで、本人または本人と介護者の運賃が割引となります。対象範囲や割引率は航空会社によって異なるので、それぞれの搭乗券購入窓口でご確認ください。

【問合先】 搭乗券購入窓口等

### ◎在宅心身障害者等通院通所交通費助成

自立更生と社会参加への訓練並びに治療を行うための施設及び医療機関へ通院・通所する在宅の方に対し、交通費の一部を助成しております。

区分	内容
対象者	・町内在住の身体障害者、知的障害者、障害児、特定疾患患者、じん臓機能障害者
実施施設	・就労移行・継続支援事業所、地域活動支援センター ・児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 ・リハビリを受けられる医療機関 ・特定疾患・難病の治療、人工透析を受けられる医療機関
交付基準	・施設等に通う交通費用（いずれも片道2km以上対象） ・公共交通機関（汽車、バス等）を利用する場合は実費（特別急行料金に含まれません） ・自家用車を利用の場合は管内に限り、1kmにつき当該年度の4月1日現在の芽室町ガソリン購入単価の10分の1
その他	申請には事業所・医療機関等の証明書が必要となります。
申請期間	4月10日、7月10日、10月10日、1月10日までの4期

### ◎税の控除・減免など



#### ・所得税・町道民税の障害者控除

身体障がい者又はその者を扶養している方の年間所得から一定額が控除されます。

控除額は障がいの程度や扶養の状況により異なりますので、下記までお問い合わせください。

【問合先】 芽室町役場住民税務課住民税係  
(役場庁舎1階0番窓口)

TEL62-9722 (内115・116)

#### ・自動車税(種別割)の免除

身体障がい者や生計を同じくする方が所有する普通乗用車について、「自動車税(種別割)」が免除されます。

### ・自動車税・軽自動車税（環境性能割）の免除

身体障がい者や生計を同じくする方の普通乗用車、軽自動車を取得した時にかかる「自動車税（環境性能割）」、「軽自動車税（環境性能割）」について免除されます。

### ・軽自動車税（種別割）の免除

身体障がい者または、身体障がい者と生計を同じくする方が所有する軽自動車について、障がいの等級に応じて、「軽自動車税（種別割）」が免除されます。

また、身体障がい者等の利用を目的とした構造の軽自動車についても、「軽自動車税（種別割）」が免除されます。

▶自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）に関すること

【問合せ先】 十勝総合振興局納税課収納管理係  
（帯広市東3条南3丁目） TEL26-9038

▶軽自動車税（種別割）に関すること

【問合せ先】 芽室町役場住民税務課住民税係  
（役場庁舎1階0番）  
TEL62-9722（内115・116）

### ・相続税・贈与税の特例

特例を受けることができる場合がありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 国税相談専用ダイヤル  
TEL0570-00-5901

### ◎おむつ代・ストマ用装具の医療費控除

傷病により寝たきりとなった方がおむつを使用している場合や人工肛門のストマ等を持つ方が使用しているストマ装具の費用が医療費控除の対象となります。

【問合せ先】 帯広税務署  
（帯広市西5条南8丁目） TEL24-2161

### ◎NHK放送受信料の半額・全額免除

障がい者の方が世帯主かつNHKの受診契約者である場合や、障がい者の方がいる世帯の全員が住民税非課税の場合に、受信料が半額・全額免除

されます。

＜申請に必要なもの＞

・障害者手帳 ・印鑑



※収入に関する証明書が必要な場合もあります。

### ◎障がい者の雇用促進

障がい者の雇用促進のため、専門の担当官が職業紹介、職業訓練の紹介などを行っています。

【問合せ先】 ハローワーク帯広（公共職業安定所）  
（帯広市西5条南5丁目） TEL23-8296  
十勝障害者就業・生活支援センターだいち  
（帯広市西6条南6丁目3ソネビル2階）  
TEL24-8989

### ◎障がい児の保育・療育

町内の全保育所において、心身に障がいがあり、集団保育が可能なお子さんの受入を行います。また、発達支援センターにおいて、発達支援を要する児童やその家族の相談、療育支援を行います。

【問合せ先】 芽室町役場子育て支援課児童係  
（役場庁舎1階）  
TEL62-9733（内172・173）  
芽室町発達支援センターちいむ（子育て支援課  
発達支援係） 芽室町東6条南4丁目1番地  
TEL62-3159

### ◎災害時要配慮者支援体制整備事業

災害時に自力での避難・移動が困難な方に対して、身近な地域の中で安否確認、避難支援を受けることができる体制を整備し、住民が安心して暮らすことができる地域づくりを行っています。

申請された方には町が調査を行い、調査結果を要配慮者登録台帳に登録し、民生委員や消防署、役場の災害担当係で共有し、災害時・緊急時に活用します。

随時受付していますので、登録を希望する方は



問合せまでお申込みください。

【問合せ先】 芽室町役場健康福祉課社会福祉係  
(役場庁舎1階2番窓口)  
TEL62-9723 (内線 135・137)

## ◎車いすの貸出

短期間または一時的に車いすが必要な方に貸し出しています。

1か月200円で、1週間以内は無料です。

＜申請に必要なもの＞

- ・印鑑

【問合せ先】 芽室町社会福祉協議会 (保健福祉センター2階) TEL62-1616

## ◎ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

ヘルプマークは外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるよう作成されたマークです。

ヘルプカードは緊急連絡先や必要な支援内容などが記載でき、障がいのある方などが普段身につけておくことで、日常場面で困ったとき、緊急時、災害時などに、周囲の援助や配慮をお願いしやすくするカードです。

芽室町役場健康福祉課窓口で配布していますので、必要な方はお申し出ください。



## ◎各種マークの紹介

### ●身体障害者標識 (マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する



マークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

### ●聴覚障害者標識 (マーク)

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク



で、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

### ●ほじょ犬

他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された身体障害者補助犬 (盲導犬、介助犬、聴導犬) が、公共の施設や交通機関、民間施設 (デパートやホテルなど) でも同伴できることを知っていただくためのマークです。



補助犬はペットではありません。障がい者の体の一部となって働いています。

### ●オストメイトマーク

人工肛門や人工膀胱を使用している人 (オストメイト) のための設備があることや、オストメイト対応トイレの入口、案内誘導プレートに表示されています。



### ●ハートプラスマーク

身体内部 (心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能) に障がいのある人は、長時間立っていることがつらいなど、日常生活に大きな支障がある人も多く、電車内で優先席を利用することもあります。ただ、外見から分かりにくいいため様々な誤解を受けることがあります。



このマークを着用されている人を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、携帯電話の使用を控えたり、公共交通機関での優先席の利用などに配慮をお願いします。

※保健福祉センターでは、各種マークの配布・販売は行っておりません。身体障害者マーク・聴覚障害者マークは警察署・運転免許試験場などで購入することができます。

※ハートプラスマークはハートプラスマークの会ホームページからダウンロードしてお使いいただけます。

## ◎道立美術館観覧料の免除

---

来館時に障害者手帳を提示することで、道立美術館の観覧料が無料となります。

【問合せ先】 北海道立帯広美術館（帯広市緑ヶ丘2番地） TEL22-6963 ほか

## ◎携帯電話の割引サービス

---

料金が割引となる場合があります。詳しくは各携帯電話会社へお問い合わせください。

【問合せ先】 各携帯電話会社



## ◎身体障害者相談員

---

芽室町では、身体障がい者の家庭における日常の相談に応じ、必要な助言・指導を行う、身体障害者相談員を配置しています。相談がある方は、以下の相談員までご連絡ください。

身体障害者相談員  
岩佐 政芳  
TEL 080-1877-1288



## お問い合わせ

芽室町役場 健康福祉課 障がい福祉係  
082-8651 芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場

TEL62-9723 FAX62-0121

メール [h-fukushi@memuro.net](mailto:h-fukushi@memuro.net)